

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の構成	2
第4節	各機関の実施責任	3
第5節	市及び防災関係機関等の事務又は業務の大綱	4
第6節	市の自然的・社会的条件	11
第7節	青森県の主な活断層	15
第8節	災害の記録	15
第9節	地震・津波による被害想定	18
第10節	災害の想定	19

第2章 防災組織

第1節	八戸市防災会議	20
第2節	配備態勢	22
第3節	八戸市災害対策本部	23
第4節	災害対策本部に準じた組織	37

第3章 災害予防計画

第1節	調査研究	38
第2節	業務継続性の確保	38
第3節	防災業務施設・設備等の整備	39
第4節	青森県防災情報ネットワーク	44
第5節	自主防災組織等の確立	45
第6節	防災教育及び防災思想の普及	47
第7節	企業防災の促進	50
第8節	防災訓練	51
第9節	避難対策	53
第10節	災害備蓄対策	59
第11節	津波災害予防対策	60
第12節	火災予防対策	63
第13節	水害予防対策	65
第14節	土砂災害予防対策	66
第15節	建築物等対策	68
第16節	都市災害対策	69
第17節	要配慮者の安全確保対策	71
第18節	災害ボランティア活動対策	77
第19節	災害廃棄物対策	79
第20節	積雪期の地震災害対策	80
第21節	文教対策	82
第22節	警備対策	84
第23節	交通施設対策	85
第24節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	87
第25節	危険物施設等対策	92
第26節	複合災害対策	96
第27節	八戸市水防センター	97
第28節	地域防災拠点施設	100

第29節	公共交通の維持・確保対策	101
第30節	孤立対策	102

第4章 災害応急対策計画

第1節	津波警報等・地震情報等の収集及び伝達	103
第2節	情報収集及び被害等報告	116
第3節	通信連絡	126
第4節	災害広報・情報提供	129
第5節	避難	132
第6節	消防	142
第7節	水防	143
第8節	救出	144
第9節	食料供給	147
第10節	給水	150
第11節	応急住宅供給	152
第12節	遺体の捜索、処理、埋火葬	154
第13節	障害物除去	157
第14節	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	159
第15節	医療、助産及び保健	161
第16節	被災動物対策	165
第17節	輸送対策	166
第18節	労務供給	169
第19節	災害ボランティア受入れ・支援対策	173
第20節	防疫	175
第21節	廃棄物等処理及び環境汚染防止	177
第22節	被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	180
第23節	金融機関対策	180
第24節	文教対策	181
第25節	警備対策	184
第26節	交通対策	185
第27節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	187
第28節	石油燃料供給対策	191
第29節	危険物等災害応急対策	192
第30節	海上排出油等及び海上火災応急対策	196
第31節	広域応援	200
第32節	自衛隊災害派遣要請	202
第33節	航空機運用	207
第34節	公共交通の維持・確保	210

第5章 災害復旧対策計画

第1節	公共施設災害復旧	212
第2節	民生安定のための金融対策	214
第3節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	215
第4節	罹災証明書及び被害届出証明書の発行	219

第6章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総 則	221
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	222
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	223
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	228
第5節	北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する	

	事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	229
第6節	防災訓練に関する事項・・・・・・・・・・	230
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項・・・・・・・・	231
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項・・・・・・・・	233